

福祉

4月から特別障がい者手当などの手当額を改定

改定された4月分は改定前の2月・3月分と合わせて5月に振り込まれます。

改定される手当額 左表参照
問合先 障がい福祉課

☎06(6902)6154
FAX06(6902)9510

地域生活支援拠点「エイ・エヌ4月1日に開設

グループホームやショートステイ、24時間体制での相談受付などさまざまな機能を集約した施設を開設しました。

利用時間 平日 午前9時～午後5時30分

開設場所 桑才新町24-2
各施設の連絡先

○エリアサポート室
☎06(6780)3502
FAX06(49967)5553

※相談は24時間、365日受付
○障がい者基幹相談支援センター

1エー1
☎06(6901)0101
FAX06(49967)5554

○障がい者虐待防止センター
☎06(6901)0202
FAX06(49967)5554

問合先 地域生活支援拠点「エイ・エヌ」
☎06(6780)3501
FAX06(49967)5552

くすのき広域連合 各種助成制度をご利用ください

受付開始日 4月1日(月)
※申請方法や要件など詳しくは問い合わせて

◆介護予防活動を行う「通いの場」
内容 住民が主体となって定期的に体操やレクリエーションなどの介護予防活動を行う「通いの場」を運営する団体

助成金額 年間上限4万円
◆認知症カフェ
内容 認知症の人やその家族、支援する人たちが気軽に集い、相談できる場となる認知症カフェを運営する団体

助成金額 年間上限3万6000円
問合先 くすのき広域連合門真支所(高齢福祉課内)
☎06(6780)5200

31年度介護保険料額決定通知書(仮算定)を送付

31年度の市民税が確定するまで、仮算定により徴収します。
○特別徴収の人：4月・6月分は2月分と原則同額
○普通徴収の人：4・5・6月分は30年度市民税課税状況などにより算定

問合先
☎06(6995)1516

介護予防教室

介護予防に役立つ福祉用具などを紹介します。
とき 4月27日(土) 午前10時～11時
ところ 中塚荘

申込方法 4月1日(月)から電話
申込・問合先 門真第1地域包括支援センター
☎06(6780)0808

保険

国民健康保険 短期被保険者証を更新

5月1日(水)から有効の国民健康保険短期被保険者証を4月17日(水)から保険収納課窓口で交付します。仕事などで業務時間内に来庁できない人は、夜間交付窓口にお越しください。

◆夜間交付窓口
とき 4月23日(火)～26日(金) 午後5時30分～7時30分
持ち物 印鑑、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)、短期被保険者証
問合先 保険収納課
☎06(6902)5939

国民健康保険の加入・脱退 届出は14日以内に

◆加入の届出が必要な場合
勤務先の健康保険などを脱退した時は加入の届出が必要です。
必要な物 健康保険資格喪失証明書、印鑑
◆脱退の届出が必要な場合
勤務先の健康保険などに加入した時は脱退の届出が必要です。
必要な物 職場の健康保険証、国民健康保険証や高齢受給者証など、印鑑

◆国民健康保険料・後期高齢者医療保険料
特別徴収者へ仮徴収額を通知
国民健康保険料または後期高齢者医療保険料が3月以前から特別徴収(年金から天引き)されている人の4月・6月・8月の保険料は2月分と同額です。保険料額は次のとおりお知らせします。

◆国民健康保険料
○4月上旬：国民健康保険料仮徴収額のお知らせを送付
○6月：保険料額決定通知書で本算定額を通知
◆後期高齢者医療保険料
○4月上旬：特別徴収仮徴収額通知書を送付、31年度から特別徴収に切り替わる人には後期高齢者医療保険料仮徴収額のお知らせを送付
○7月：後期高齢者医療保険料額決定通知書で本算定額を通知

◆特別徴収から口座振替に変更
支払方法を口座振替での毎月払いに変更したい人は窓口へ申請してください。
必要な物 通帳、通帳の印鑑、キャッシュカード、運転免許証などの本人確認書類
※変更は申請から3カ月後
問合先 健康保険課
☎06(6902)5997

税金

31年度固定資産税 縦覧と閲覧

◆縦覧制度
土地の納税者は土地価格等縦覧簿、家屋の納税者は家屋価格等縦覧簿を縦覧できます。
縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金)

◆閲覧制度
固定資産税の納税義務者や借地・借家人などは、関係する固定資産の固定資産課税台帳を閲覧できます。
閲覧開始日 4月1日(月)

◆共通
縦覧・閲覧場所 課税課
縦覧・閲覧申請に必要な物 本人確認書類(4月下旬発送予定の固定資産税納税通知書や運転免許証など)
※代理人は納税義務者(会社などの場合は代表者)の委任状が必要

◆借地・借家人などはその資産との関係を示す書類(賃貸借契約書や領収書など)が必要
◆借地・借家人の場合、縦覧期間中でも対象物件1件につき手数料300円が必要
※路線価も公開
問合先 課税課
☎06(6902)5918

手当名	31年3月まで	31年4月から
障がい児福祉手当	1万4650円	1万4790円
特別障がい者手当	2万6940円	2万7200円
経過的福祉手当	1万4650円	1万4790円

介護予防教室 四つ葉教室

とき・内容 左表参照
ところ 市民プラザ

費用 無料
問合先 門真第4地域包括支援センター
☎072(887)6540

◆四つ葉教室

とき	内容
4月12日(金)	頭の体操で認知症予防～介護予防のポイントチェック～
5月10日(金)	交通安全で楽しく外出～けがで介護が必要にならないために～
6月14日(金)	認知症の人との接し方

※時間は午前10時～11時30分
※事前申込不要。介護相談も受付

生活に困っている人は お気軽に相談ください

門真市社会福祉協議会では、生活や就職に悩みを抱えている人への相談支援を行っています。家族や周りの人からの相談も受け付けます。

相談内容により、就労準備支援事業や住居確保給付金を利用できる場合がありますので、気軽にご相談ください。
※詳しくは問い合わせ
申込・問合先 門真市社会福祉協議会
☎06(6902)6453

門真市社会福祉協議会の講座 受講生を募集

◆初級手話教室

とき 5月14日～9月3日の火曜日 午後2時～4時(全16回)
ところ 保健福祉センター
対象 市在住・在勤・在学中の学生以上の人
◆男のコーヒートリップ講座
とき 5月9日(木)・16日(木)午後1時30分～3時30分(全2回)
ところ 街かどケアホームれんか(三ツ島1丁目17-10)
対象 市在住の男性
◆共通
費用 無料

大阪府要約筆記者養成講座 受講生を募集

とき 6月15日～12月7日の土曜日(全21回)
ところ 大阪府障がい者社会参加促進センター
対象 府在住・在勤・在学の人
で要約筆記者として活動する意思がある人
※そのほか詳しくは問い合わせ
問合先 府民お問い合わせセンター
☎06(6910)8001

申込方法

4月1日(月)～22日(月)に電話
申込・問合先 門真市ボランティアセンター
☎06(6902)6453

靴型装具の療養費支給申請 必要な物

医師の診断書か意見書または装着証明書、明細が分かる領収書、被保険者証、印鑑、振込先の分かる物、靴型装具の写真
※写真は患者が装着する現物であることが確認できる物
問合先 健康保険課
☎06(6902)5997

後期高齢者医療のお知らせ

大阪府後期高齢者医療広域連合では次の内容を実施します。
◆後期高齢者医療歯科健康診査
4月下旬に送付する歯科医院リストに記載の医院で年度中に1回、無料で受診できます。受診の際は事前に各医院へお問い合わせください。
◆年度途中で75歳になる場合、歯科医院リストは誕生月の翌月に送付
◆健康診査
4月下旬に送付する健康診査受診券に記載の指定医療機関で年度中に1回、無料で受診できます。事前に指定医療機関に連絡のうえ、受診してください。
◆年度途中で75歳になる場合、受診券は誕生月の翌月に送付
◆歯科健診・健康診査の対象外となる人
○病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人

◆特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などに入所または入居している人
○介護予防事業における口腔ケアなどの歯科保健事業の対象となる人(歯科健診のみ)
◆人間ドック費用の一部を助成
年度中に1回、人間ドック受診費用を助成しています。
助成費 上限2万6000円
申請に必要な物 領収証、検査結果通知書、被保険者証、預貯金通帳、印鑑
問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
☎06(4790)2031
健康保険課
☎06(6902)5997

お詫びと訂正
広報かどま2月号「選挙啓発標語の入選発表」で優秀作品を受賞した岩村学さんの標語に誤りがありました。
お詫びのうえ訂正します。
(正)この一票 未来を築く架橋に